

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号 身分証明書 所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日
----------	--

6.0センチメートル

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第25条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

- 備考
- 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
  - 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
  - 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

**第25条** 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(権限の委任等)

**第38条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 略

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

**第47条** 第25条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

第 号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律  
第5条第3項及び第8条並びに生活関連物資等の買占め及び売惜しみ  
に対する緊急措置に関する法律施行令第2条の規定による身分証明書

所 属

職 名

氏 名

写

真

年 月 日生  
年 月 日交付

高知県知事

印

高知県印

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（抜粋）  
（立入検査等）

**第5条** 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（地方公共団体が処理する事務）

**第8条** この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。

**第10条** 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

**第11条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令（抜粋）

（地方公共団体が処理する事務）

**第2条** 法第3条、第4条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第5条第1項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、内閣総理大臣及び主務大臣が法第3条及び第5条第1項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(1) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所、工場、事業場、店舗及び倉庫（以下この号及び次号において「事務所等」という。）が一の指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに設置されているものに関するもの 当該事務所等の所在地を管轄する指定都市の長

(2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者（小売業を行う者を除く。）で、その事務所等が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの（前号に規定する者を除く。）に関するもの 当該事務所等の所在地を管轄する都道府県知事

(3) 特定物資の小売業を行う者に関するもの その事務所、事業場、店舗又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）の所在地を管轄する都道府県知事（その事務所等が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事務所等の所在地を管轄する指定都市の長）

2 法第5条第2項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務は、前項の規定により同条第1項の規定に基づく内閣総理大臣及び主務大臣の権限に属する事務を行うこととされ、かつ、特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所がその都道府県又は指定都市の区域内にある都道府県知事又は指定都市の長が行うこととする。ただし、内閣総理大臣及び主務大臣が法第5条第2項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 略

4 第1項本文及び第2項本文の場合においては、法及びこの政令中第1項本文及び第2項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

備考 1 本証は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

2 本証の有効期間は、発行日から1年間とする。

写真貼り付け箇所

身分証明書

所属

職名

氏名

年 月 日生

上記の者は、特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで（これらの規定を同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事



- 備考
- 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
  - 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
  - 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。
  - 4 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

(裏面)

特定商取引に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

**第66条** 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 略

6 第1項から第4項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第2項から第4項までの規定中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第1項から第3項まで（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第3項まで（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

**第68条** この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

**第71条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)・(2) 略

(3) 第66条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(4) 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

**第73条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第66条第3項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3)・(4) 略

**第74条** 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1)・(2) 略

(3) 前3条 各本条の罰金刑

2 略

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、国民生活安定緊急措置法第33条第1項並びに国民生活安定緊急措置法施行令第4条第1項第2号及び第3号の規定により同法第30条第1項の規定に基づく立入検査又は質問をする職員であることを証明します。
	年 月 日発行
	高知県知事 <span style="float: right;">印</span>

↑ 6.0センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。  
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

国民生活安定緊急措置法 (抜粋)  
(立入検査等)  
第30条 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  
2・3 略  
4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(地方公共団体が処理する事務等)  
第33条 この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。  
2 略  
(罰則)  
第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。  
(1) 略  
(2) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
(3) 略  
第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令 (抜粋)  
(地方公共団体が処理する事務等)  
第4条 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。  
(1) 略  
(2) 指定物資を販売する者(小売業を行う者を除く。)で、その事業場が1の都道府県の区域内のみに設置されているもの(前号に規定する者を除く。)に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事  
(3) 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長)  
2 略  
3 第1項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。  
4 略